年金なんて…人ごとではありません

10月と11月は国民年金制度推進月間です―＊

現在、わが国は、世界にも例を見ないスピードで高齢化社会へと進んでいます。そこで、お年寄りの世代を働く世代が支えるという社会的な仕組み――公的年金制度の役割は、ますます重要になってきています。

十月と十一月は、「国民年金制度推進月間」です。今号では、昨年の四月からスタートした新年金制度について、その概要をご紹介します。

加入する人は三種類

新年金制度では、日本国内に住む二十歳以上六十歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません（学生や老齢（退職）年金を受けている人などは除きます）。また、国民年金の被保険者は、保険料の負担のしかたの違いなどから、三種類に分けられます。

第一号被保険者

従来の国民年金制度でも必ず加入しなければならない農業や自営業の人など強制加入の人は、第一号被保険者になっています。

□**保険料の負担**…国民年金の保険料（月額七千四百円）を納めます。納め方は、①市役所や銀行の窓口で納める（個人納付）②納付組織で納める　③銀行などの金融機関の預金口座から引き落とす（口座振替）の三つの方法があります。

▼20歳以上60歳未満の農業や自営業者など…自分で保険料を払います

第二号被保険者

従来の厚生年金や共済年金に加入していた人は、第二号被保険者になっています。

□**保険料の負担**…加入している年金制度の掛け金を納めます。改めて国民年金の保険料を納める必要はありません。

▼厚生年金や共済年金の加入者…厚生年金や共済年金の保険料を払います

第三号被保険者

サラリーマンの奥さん、厚生年金の被保険者または共済年金の組合員の被扶養配偶者で、二十歳以上六十歳未満の人は、第三号被保険者になっています。この第三号被保険者として取り扱われるには、市役所市民課国民年金係へ届け出て、確認を受けることが必要です。この届け出を忘れると、将来年金が受けられなくなる恐れがあります。

□**保険料の負担**…配偶者である第二号被保険者が加入している年金制度から一括して納められます。個人の負担は、ありません。

▼厚生年金や共済年金の加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者…保険料は自分では払いません

サラリーマンの奥さんとは

サラリーマンの奥さんとは、ご主人が厚生年金や共済年金に加入していて、主にご主人の収入によって生計を維持している奥さん（健康保険、船員保険、共済組合の被扶養者となっている奥さん）をいいます。ご主人が厚生年金や共済年金に加入していても、奥さんが自分の職場の厚生年金や共済年金に加入していたり、百万円以上の年収があるときは、「サラリーマンの奥さん」（第三号被保険者）にはなりません。

なお、奥さんが勤めていて、ご主人が被扶養者となっている場合は、ご主人が第三号被保険者になります。

㊟被扶養配偶者とは、自分自身に収入がなく、配偶者から扶養されている人のことをいいます。

基礎年金は三種類

新年金制度では、支給する基礎年金は、老齢基礎年金、障害基礎年金および遺族基礎年金の三種類があります。

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、老後の生活の支えとして支給されるもので、国民年金に二十五年以上加入した人が六十五歳になったときから、支給されます。

年金額は、六十二万六千五百円（月額五万二千二百八円、昭和六十二年度価格）です。ただし、この額は、二十歳から六十歳までの四十年間すべて保険料を納めた場合です。

もし、四十年の間に保険料の未納期間があると、四十年に不足する期間分だけ年金額が減額されます。また、保険料の免除期間については、年金額が三分の一として計算されます。

□**中高年者の特例**

国民年金が発足したのは、昭和三十六年四月一日です。このとき、二十歳以上の人（昭和十六年四月一日以前に生まれた人）は、六十歳になるまでに四十年ありません。

そこで、これらの人については、昭和三十六年四月以後六十歳になるまでの間（加入可能年数）の保険料がすべて納められている場合に、六十二万六千五百円の老齢年金が支給されることになっています。

※老齢基礎年金の年金額を計算式で示すと、左上のようになります。

□**厚生年金・共済年金の加入期間がある人の老齢年金**

厚生年金・共済年金の加入期間がある人には、左下の図のように老齢基礎年金の受給資格のある人に六十五歳から、老齢厚生年金または退職共済年金に上積みして支給されます。また、それらの人には、六十歳から特別支給の年金が支給されます。

障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金に加入している間に病気やけがをして障害者になったときに受けられます。ただし、保険料納付済期間（保険料免除期間も含みます）が加入期間の三分の二以上なければなりません。

なお、障害の程度により、一級または二級の年金に分かれています。

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入している人や老齢基礎年金を受けられる人などが亡くなったとき、子どものいる妻や子どもが残されたときに、その生活の支えとして支給されます。

第一号被保険者を対象とする給付

農業や自営業者などの第一号被保険者を対象とする給付として、次の制度があります。

□**付加年金**

付加保険料（四百円）を納めている人は、将来付加年金を受けることができます。一か月当たり二百円で計算した額が老齢基礎年金に加算されます。

□**寡婦年金**

寡婦年金は、第一号被保険者として、保険料を二十五年以上納めた夫が死亡し、その夫と婚姻関係が十年以上あった妻に、六十歳から六十五歳までの間、支給されます。年金額は、夫が受けたであろう年金額の四分の三です。

□**死亡一時金**

国民年金の保険料を三年以上納めた人が死亡したとき、その遺族に支給されます。

＊　＊　＊

国民年金についてのくわしいことは、市役所市民課国民年金係（☎24―2111内線221・222）へお問い合わせください。

老齢基礎年金の計算式

$$626{,}500\text{円} \times \frac{\left\{\begin{array}{c}(\text{保険料を納めた月数}) \\ + \\ (\text{保険料の免除をうけた月数}) \times \frac{1}{3}\end{array}\right\}}{㊟\ \text{加入可能年数} \times 12}$$

＊㊟昭和16年4月2日以後に生まれた人は40年、4月1日以前に生まれた人は年齢に応じて39年～25年

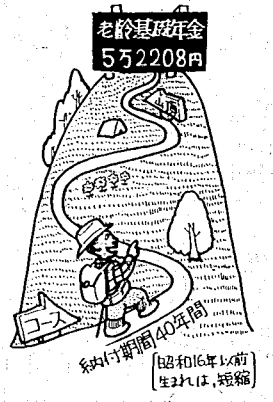

厚生年金・共済年金の加入期間がある人の老齢（退職）年金

①60歳から64歳　　②65歳から

特別支給の老齢厚生・退職共済年金
- 報酬比例部分 → 老齢厚生年金（加入期間が1年未満でもよい）
- ＋
- 定額部分 → 老齢基礎年金（加入期間が1年以上あること）

※老齢基礎年金の受給資格がある人に①60歳～64歳特別支給、②65歳から老齢基礎年金に上積みして支給。

お買物、ご用命は市内で

毎度ありがとうございます
サロン内容 ☆美容全般
・ご婚礼着付　・ウエラ化粧品　・特種毛髪パック
・素肌の美しさを保つ（美顔）エステティック
・カバーマーク化粧品のエードサロンとして御奉仕
渡辺美容院
本町3　能代川寄りのウラ通り　☎(22)0626
ヘアーステーション わたなべ駅前店
駅前通り　☎(22)2611

朝9時30分までの受付は当日上がり
高級衣類のお手入れは……
マルヤクリーニング　持込2～3割引　☎22-0739
正しいクリーニングと保存は
衣類の本当の節約

あなたの安心を企画する
㈲樋口保険企画
新町本金町3丁目　☎22-6774
35才（男・女）
保険料月2,650円
入院日額5,000円（730日）
病気8日以上、ケガ5日以上
手術5万円・10万円・20万円
死亡 50万円
自己負担額が増大するいま，確かな備えを！
新 病気・ケガ入院保険（ほとんどの病気・ケガ保障）

♥手づくりのデリカ家♥
体調を調節する クロスタニン食品 安心のマークのついた認定商品です。
厚生省の規格基準にパスした安心の特許食品です。おすすめいたします。
11月長崎屋教室案内

♡うす皮まんじゅう フルーツ大福	11月6日	時間 午前10:00～12:00
♡アップルパイ	11月13日	会費
♡スフレーチーズケーキ	11月20日	1回 800円
♡クロスタニン食品とカツウラ化粧品の集い	11月27日	時間 午前10:00～12:00 会費 無料

長崎屋1F デリカ屋 ☎(24)7936